

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

Q&A（第2版／6月24日）

- 本 Q&A は、第1版、5/12追加版、5/15追加版の既出 Q&A を統合するとともに、第2次補正予算に関する新規 Q&A を追加したものです。
- 新規 Q&A は、見出し冒頭に「★」を付すとともに、A にアンダーラインを付しています。
- 既出 Q&A で第2次補正予算に伴い大きな変更があったものは、見出し冒頭に「★」を付すとともに、変更部分をアンダーラインで示しています。

目 次

1 交付対象事業について.....	7
1-1 ○○事業は対象となるか。	7
1-2 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければいけないのか。	7
1-3 ★第2次補正予算により、交付対象事業に変更はあるか。	7
1-4 ★第1次補正予算分として配分された交付金と第2次補正予算分として配分された交付金について、交付対象事業に違いはあるか。両者を区分して管理する必要があるか。	8
1-5 地方単独事業として交付対象となる要件はどのような点か。	8
1-6 地方単独事業について、令和2年度当初予算計上事業についても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものについては、交付対象となるが、「特に必要」とは誰がどのように認めるのか。	8
1-7 ★当初予算を減額補正して、新型コロナウイルス対策に資する事業内容を付加して改めて補正したいと考えているが、交付金の活用対象となるか。	9
1-8 ★市町村が交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。	9
1-9 ★第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。	

.....	9
1-10 ★「新しい生活様式等」の確立に向けた事業としては、どのようなものが想定されるのか。	9
1-11 地方公共団体の職員の人件費は対象となるか。	10
1-12 雇い止めや内定取消しにあった者等の雇用については、どのような場合を想定しているのか。	10
1-13 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。	10
1-14 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。	10
1-15 ハード事業は対象となるのか。	10
1-16 用地費は対象となるか。	11
1-17 貸付金・保証金は対象となるか。	11
1-18 ★出資金は本交付金の対象となるか。	11
1-19 ★リース契約による場合は、交付金の活用対象となるか。	11
1-20 ★利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。	11
1-21 国の給付金への上乗せに交付金を使用することは可能か。	12
1-22 ★特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か。	12
1-23 事業者等への休業補償は対象となるか。	12
1-24 休業要請を行った事業者等へのいわゆる「協力金」や家賃補助は対象となるか。	12
1-25 いわゆる「協力金」や「支援金」と交付対象外経費である「事業者等への損失補償」との違いは何か。	13
1-26 地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだが、定率で支給する場合はどうか。	13
1-27 公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。	13
1-28 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。	14
1-29 ★固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるか。	14
1-30 ★新型コロナウイルス感染症対応として、地方公共団体の庁内環	

境整備（庁内向けのテレワーク環境整備等）に交付金を充当できるか。	14
1-31 ★制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業の補助裏（地方負担分）については、すべて対象となるのか。	15
1-32 制度要綱別表の国庫補助事業のうち国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業又は国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業であることは、どうすれば分かるのか。	15
1-33 国庫補助事業について、国の令和元年度当初予算に計上された予備費を活用して実施する事業に係るもので、地方公共団体の令和元年度補正予算に計上された事業は交付対象となるのか。	15
1-34 制度要綱の別表に掲載されていない国庫補助事業の補助裏（地方負担分）は対象となるか。	15
1-35 算定率が0.8である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が8割を超えてもよいのか。	15
1-36 実施計画に記載する事業は、本体国庫補助事業の交付決定や正式内示を受けていなければ掲載できないのか。	16
1-37 GIGA スクール事業で生徒児童にタブレット端末を配布する場合、3人に1台を超えて配布した分が国庫補助となるが、3人に1台を配るまでの費用は交付対象となるか。交付対象となる場合、地方単独事業として取り扱うべきか。	16
1-38 ★GIGA スクール事業で、文部科学省から定額補助される端末等経費の45,000円／台を超える部分に交付金を充当できるか。	16
1-39 企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。	16
2 ★基金について	17
2-1 ★交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。	17
2-2 ★基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。	17
2-3 ★基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。	18
2-4 ★基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。	18
2-5 ★第一次補正予算分の第一次交付限度額に対応した交付金について、一部を基金に積み立てることは可能か。	18
2-6 ★第1次の実施計画に記載済みの事業について、基金事業に変更してもよいのか。	18
2-7 ★既存の基金への積み増しは可能か。	18

2-8 ★交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。	19
3 交付限度額について	20
3-1 ★第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。 (再掲)	20
3-2 ★実施計画に記載する各事業について、第一次交付限度額と第二次交付限度額のどちらに対応するものか整理する必要はあるか。	20
3-3 交付限度額の算定基礎となる国庫補助事業等の地方負担分の範囲如何。	20
3-4 第三次配分の交付限度額についてはいつ頃通知される予定か。 ..	20
3-5 複数の地方公共団体（一部事務組合・広域連合等）が実施する事業も交付限度額の算定対象か。	21
3-6 第二次の申請額は、第二次交付限度額を満たさなくてもよいのか。その場合、差額は第三次交付限度額に持ち越されるのか。	21
4 手続きについて	22
4-1 実施計画に掲載する交付対象事業費は交付限度額の見込額を超えてもかまわないのか。	22
4-2 ★実施計画の第二次提出は、第一次の実施計画を変更して行うことになるのか。別に新たな実施計画を作成するのか。	22
4-3 ★第一次提出で提出した実施計画に記載した事業について、事業の取りやめや交付金以外の財源を確保して実施することになった場合、第二次提出の実施計画からは当該事業を削除するのか。	22
4-4 ★第一次提出で提出した実施計画の変更は可能か。また、交付決定後に事業を削除したり対象経費を減らしたりしてよいのか。	22
4-5 実施計画に記載の事業間（地方単独事業と国庫補助事業との間の流用を含む）での交付金の流用は可能か。	23
4-6 先行受付と通常受付について、二回に分けて実施計画の提出は可能か。	23
4-7 第二次配分における実施計画の提出時に、国庫補助事業の地方負担分についても記載してよいのか。	23
4-8 市町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市町村が交付金の実施計画を作成する際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がない	

いものとして金額を計上してよいか。	23
4-9 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するか。	24
4-10 同一内容の事業だが、予算区分が R2 当初や R2 補正と複数ある場合、実施計画にどのように記載すべきか。	24
4-11 提出資料の鑑文は必要か。	24
4-12 国庫補助事業がない自治体は、実施計画のチェックリスト上、国庫補助に関するチェック部分は空欄でよいのか。	24
4-13 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「D 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、D 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「F その他」に記載するのか。	24
4-14 ★交付要綱（総務省）によると、事業費の額を変更（事業費の額の20%以内の額の減額及び入札による減額を除く。）するとき、総務大臣に対する変更承認申請が必要とのことだが、実施計画については変更の必要があるか。	25
4-15 ★「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。	25
4-16 ★給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。	25
4-17 ★一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。	26
4-18 ★利子補給はどのように記載すべきか。	26
4-19 ★GIGA スクールタブレット購入はどのように記載すべきか。	26
5 繰越・執行について	27
5-1 事業が年度内に終了しない場合、繰越は可能か。	27
5-2 未契約繰越は可能か。	27
5-3 ★令和4年度以降まで繰越できるか。	27
5-4 この交付金は補助金適正化法の対象となるか。	27
5-5 交付要綱等は誰が作成するのか。	27
5-6 市町村に対する交付金について、県としての予算計上は必要か。	28
6 地方財政上の措置との関係について	28
6-1 本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか	28
6-2 本交付金と地方債の関係如何。	28
6-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可	

能か。	28
6-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいか。	28
6-5 本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。	28
6-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。	29
6-7 交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。	29
6-8 国の令和元年度予備費の国庫補助事業で特別交付税が措置されるものについて、交付金を充当した場合も特別交付税の算定対象となるか。	29
7 公営企業会計・特別会計等について	30
7-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。	30
7-2 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。 ..	30
7-3 公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。	30
8 事例集について	31
8-1 実施計画に、事例集に掲載されていない事業を記載することはできるか。	31
8-2 事例集に掲載されている事例に類似する事業を行う場合には、事例集と同じ事業名とする必要はあるか。	31
8-3 事例集に掲載されている事例に類似する事業とは、具体的にどのような事業か。	31
9 効果の検証・実施計画の公表について	32
9-1 交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要があるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。	32
9-2 ★内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。	32
9-3 ★内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。	

1 交付対象事業について

1-1 ○○事業は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。各地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。ただし、例えば用地の取得費や貸付金など、経費としては本交付金を充当できないものがあるため、詳細については、5月1日付け事務連絡及び6月24日付け事務連絡をよく確認されたい。

個別事業について対象となるか否か疑義がある場合は、こういった観点において疑義があるかについて明らかにしてお問い合わせいただきたい。

1-2 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければいけないのか。

必ずしも具体的な施策と一致している必要はない。「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲げられているテーマ（各項目）と関係性がある施策を実施するために必要な事業であることがわかるよう、事業の概要欄に記入いただきたい。

1-3 ★第2次補正予算により、交付対象事業に変更はあるか。

国庫補助事業等については、国の第2次補正予算に計上された事業が対象事業に追加されている。具体の事業名は、制度要綱別表を参照されたい。

地方単独事業については、基本的に対象事業に変更はない。ただし、対象となる経費については、5月1日付け事務連絡2（2）で示した対象外経費のうち一定の要件を満たす基金の積立金について、対象として認めるよう取扱を変更している。（詳細は、6月24日付け事務連絡2（2）を参照されたい。その他の対象外経費については、取扱に変更なし。）

なお、上記の取扱いは、第1次補正予算分として配分された交付金についても適用される。

1-4 ★第1次補正予算分として配分された交付金と第2次補正予算分として配分された交付金について、交付対象事業に違いはあるか。両者を区分して管理する必要があるか。

両者の交付対象事業に違いはなく、区分して管理する必要はない。

1-5 地方単独事業として交付対象となる要件はどのような点か。

地方単独事業の交付対象事業は、

- ①地方公共団体の令和2年度補正予算に計上され、実施される事業
- 又は
- ②地方公共団体の令和2年度予算に計上される予備費により実施される事業を申請対象とする。

ただし、地方公共団体の令和2年度当初予算に計上された事業であっても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものは対象となる。

また、令和2年4月1日以降に実施される事業が対象となる。

1-6 地方単独事業について、令和2年度当初予算計上事業についても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものについては、交付対象となるが、「特に必要」とは誰がどのように認めるのか。

以下に記載する本交付金の趣旨に留意し、地方公共団体において地域の実情に応じて判断されたい。例えば、当初予算編成時に新型コロナウイルス感染症との関連を地方議会等対外的に明確に説明している事業については、これに該当すると考えられる。

本交付金は、地方公共団体が毎年度定常的に実施している事業ではなく、新型コロナウイルス感染症への対応のために追加的に実施する事業を基本的な対象として想定している。このため、地方単独事業にあっては、原則として、令和2年度補正予算計上事業又は予備費により実施される事業を対象としているところ。ただし、新型コロナウイルス感染症に対応することを目的とする事業であるが、地方公共団体の努力により当初予算の編成過程に間に合った事業を対象外としないために、このような例外規定を置いているところ。

1-7 ★当初予算を減額補正して、新型コロナウイルス対策に資する事業内容を付加して改めて補正したいと考えているが、交付金の活用対象となるか。

対象になると考えられるが、各地方公共団体の判断で対応願いたい。

1-8 ★市町村が交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。

本交付金を充当する部分が重複しないのであれば、地方単独事業として対象になり得る。

1-9 ★第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。

「新しい生活様式」等への対応分については、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進等に積極的に取り組んでいただくことを期待している。

ただし、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の交付限度額の合計額の範囲内で相互に融通することは、制度的に可能である。

1-10 ★「新しい生活様式等」の確立に向けた事業としては、どのようなものが想定されるのか。

「新しい生活様式」の確立に向けて、今後、各地域に期待される取組として内閣府が想定している20の政策テーマを「地域未来構想20」と名付け、6月24日付け事務連絡の別紙3として示しているので、事業内容の検討に当たり参考とされたい。なお、地域未来構想20のさらなる詳細については、今後順次示していく予定。

この20の政策テーマに該当する取組については、事例集事例番号とは別に、実施計画の「交付対象事業の区分」欄において、その該当関係を明示されたい。(個別の事業がこれらのどの政策テーマに該当するかあるいはそのいずれにも該当しないかについては、各地方公共団体の判断に委ねることとする。)

1-11 地方公共団体の職員の人件費は対象となるか。

地方公共団体の職員の人件費には、交付金を充当しないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等が必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）はこの限りでない。

1-12 雇い止めや内定取消しにあった者等の雇用については、どのような場合を想定しているのか。

地方公共団体において、新型コロナウイルス感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済・住民生活を支援し地方創生を図るために新たに発生した業務へ対応するための雇用や、既存の職員が上記の業務に従事することに伴い、代わりに既存の業務に対応するための雇用など、本交付金の趣旨に沿った業務に何らかに関連した業務の増加への対応であることを想定している。

1-13 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等が必要となるものであれば、任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当や特殊勤務手当も対象となる。

1-14 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。

対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。

1-15 ハード事業は対象となるのか。

感染症拡大防止や感染拡大への対応としての経済支援・生活支援、「新しい生活様式」への対応のために必要な施設の整備費用等は対象となる（整備自体を主目的とする場合であっても対象）。他方で、感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用は対象とならないので、留意されたい。なお、数年後の解体が確定している施設への維持補修費用に使用するなど、

交付金の効果を疑問視されるようなことがないよう、施設の使用目的のほか耐用年数にも留意されたい。

1-16 用地費は対象となるか。

用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

1-17 貸付金・保証金は対象となるか。

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。ただし、利子補給金又は信用保証料補助には充当可能。

1-18 ★出資金は本交付金の対象となるか。

法人に対する出資は、出資先法人における出資金の使途に制限がないことから、これを本交付金の目的である「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生」のためのものとは評価しがたい。また、出資は、一般に、財産を提供し、その見返りとして株式等の地位を取得し配当等を受ける権利を得るものであり、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという本交付金の性質にもなじまないと考えられるが、特段の事情がある場合には個別に相談されたい。

1-19 ★リース契約による場合は、交付金の活用対象となるか。

対象となる。ただし、本交付金は原則として令和2年度実施事業が交付対象であるため、令和2年度中に支出負担行為を行う経費のみが対象となる。

1-20 ★利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。

利子補給金については、後年度負担分を基金に積み立てること等により、令和3年度以降の利子分も交付対象とすることが可能。基金の要件については、6月24日付け事務連絡を参照されたい。

1-21 国の給付金への上乗せに交付金を使用することは可能か。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、国の給付金への単純な上乗せではなく、現場の実情に通じた各地方公共団体ならでの、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

1-22 ★特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。ただし、特に、特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、各地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で、実施することが望ましい。

なお、特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、第一次申請時の実施計画に既に記載している事業も含めて、実施計画において明示すること（詳細は実施計画記入要領を参照）。

これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあるので留意されたい。（9-2及び9-3についても留意されたい。）

1-23 事業者等への休業補償は対象となるか。

休業補償の目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

1-24 休業要請を行った事業者等へのいわゆる「協力金」や家賃補助は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、いわゆる協力金や家賃補助も含め、原則として使途に制限はない。ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体なら

では、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

1-25 いわゆる「協力金」や「支援金」と交付対象外経費である「事業者等への損失補償」との違いは何か。

要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については、交付対象外である。他方で、地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で、これらに対し定額で支給する協力金や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける個人や事業者等を支援する目的で、これらに対して一律に支給する支援金等は、これに該当しないと考えられる。

なお、活用事例集の事例 49 も参考とされたい。

1-26 地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだが、定率で支給する場合はどうか。

要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については交付対象外であるが、例えば、休業等に伴い売上げが減少した事業者を支援するため、売上減少額や休業中も必要となる家賃等について、その一定割合を、上限額を設けて、支援金その他の名目で給付する場合はこれに該当しない。

1-27 公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、指定管理者への支援金も含め、原則として使途に制限はない。

ただし、可能であれば、支援を行うのに合わせて、休業中の施設の再開後に向けた準備や、施設の改修等の次への備え、3密を回避した上での教育活動の再開に向けた教育現場への準備の協力など、積極的に脱コロナに向けた協力活動を引き出すような工夫を検討されたい。

なお、事業者等への損失補償に関する Q&A（1-23～26）に留意されたい。

必要に応じ、活用事例集の事例 109 も参考とされたい。

1-28 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途（事業内容）に制限はない。

ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること（制度要綱第2の4）から、本交付金を充当する費用（歳出）を地方公共団体において整理しておく必要がある。（減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。）

なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

【公営企業会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

1-29 ★固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるか。

市町村が独自に固定資産税や住民税を減免した場合の、一般財源の歳入の減収補填については、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという本交付金の性質になじまない。

1-30 ★新型コロナウイルス感染症対応として、地方公共団体の庁内環境整備（庁内向けのテレワーク環境整備等）に交付金を充当できるか。

「新しい生活様式」への対応等のために必要なテレワーク環境の整備については、民間企業等に対する助成のほか、地方公共団体が庁内環境の整備を行う場合についても交付金を充当可能である。

1-31 ★制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業の補助裏（地方負担分）については、すべて対象となるのか。

制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業のうち、

- ・国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾・第2弾に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたもののみ。）

制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業であっても、予備費に係る部分を除き国の当初予算に計上された部分に対応する地方負担分は対象外となる。

1-32 制度要綱別表の国庫補助事業のうち国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業又は国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業であることは、どうすれば分かるのか。

当該国庫補助事業を所管する府省にお問い合わせいただきたい。

1-33 国庫補助事業について、国の令和元年度当初予算に計上された予備費を活用して実施する事業に係るもので、地方公共団体の令和元年度補正予算に計上された事業は交付対象となるのか。

本交付金の対象にはならないが、当該国庫補助事業の地方負担分については別途、地方財政措置が講じられることとなっている。

1-34 制度要綱の別表に掲載されていない国庫補助事業の補助裏（地方負担分）は対象となるか。

対象外。ただし、上乗せ・継ぎ足し補助等としていわゆる補助裏の地方負担分以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

1-35 算定率が0.8である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が8割を超えてもよいのか。

可能。算定率とは、各地方公共団体の交付限度額を算定するに当たって使用する率にすぎず、実際の事業で交付金をどの程度まで充当するかについては、各地方公共団体の判断による。

1-36 実施計画に記載する事業は、本体国庫補助事業の交付決定や正式内示を受けていなければ掲載できないのか。

実施計画への掲載について交付決定等を条件とするものではないが、本交付金を充てて当該国庫補助事業を実施する意向を各事業の所管府省庁に示した上で、正式内示を受けたものなど、実施の確実性が十分に見込まれる事業を記載いただきたい。

1-37 GIGA スクール事業で生徒児童にタブレット端末を配布する場合、3人に1台を超えて配布した分が国庫補助となるが、3人に1台を配るまでの費用は交付対象となるか。交付対象となる場合、地方単独事業として取り扱うべきか。

地方単独事業として交付対象事業となるが、3人に1台を配るまでの費用は基準財政需要額の算定上、既に含まれていることに留意されたい。なお、当該タブレットを活用する際に必要となるソフトウェア購入費用や、通信機器・通信費用などについても、必要に応じ、積極的に対象とすることを検討されたい。

1-38 ★GIGA スクール事業で、文部科学省から定額補助される端末等経費の45,000円／台を超える部分に交付金を充当できるか。

地方単独事業として対象となる。

1-39 企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。

制度上は可能。ただし、国庫補助事業の地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄附を充当する場合は、企業版ふるさと納税と国庫補助金等との併用の可否に留意されたい。詳しくは、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A＜認定申請編＞」を確認されたい。

2 ★基金について

2-1 ★交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。

基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであることなど、複数の要件を定めている。詳細は、6月24日付け事務連絡2（2）を参照されたい。

特に、対象事業については、

- ・複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
- ・あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な支出に必要であると認められること

が必要であるところ、利子補給事業、信用保証料補助事業又は以下のいずれかに該当する事業であれば、これに該当し得ると考えられる。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

基金事業に該当するか否かは個別に判断することになるので、事前に内閣府までご相談いただきたい。

なお、単に交付金を留保し、令和3年度以降に事業実施するような場合は該当しないので、ご留意いただきたい（事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、令和2年度末までに事業着手することが必要。）

2-2 ★基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。

地方自治法第241条に基づき、条例を定める必要がある。なお、必ずしも実施計画提出時点で条例が制定されている必要はない。

■地方自治法（抄）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2-3 ★基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。

基金への積立を行う事業については、実施計画の「基金」欄でその旨明示されたい。また、通常の実施計画の様式に加え、「基金調べ」の提出が必要である。詳細は、実施計画記入要領・記入例を参照されたい。

2-4 ★基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。

予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続きが必要となる。また、額が過大となった場合には、国庫納付が必要となる。

2-5 ★第一次補正予算分の第一次交付限度額に対応した交付金について、一部を基金に積み立てることは可能か。

可能。

2-6 ★第1次の実施計画に記載済みの事業について、基金事業に変更してもよいのか。

当該事業が6月24日付け事務連絡2(2)に示す要件を満たすのであれば、基金事業に変更することは可能。

2-7 ★既存の基金への積み増しは可能か。

厳格な区分経理を行う必要があるため、既存の基金への積み増しは原則として不可。特に、財政調整基金や減債基金への積み増しは認められない。(ただし、既に財政調整基金を取り崩して交付対象となる事業を実施しており、後から交付金を当該事業に充当する場合で、地方公共団体における財源振替処理により、交付金が財政調整基金の積み立てではなく当該事業に支出された形となる場合は差し支えない。)

2-8 ★交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。

基金に積み立てられる金額に上限はないが、利子補給事業、信用保証料補助事業のほか、平成 26 年 10 月 22 日付け財務大臣通知に基づき、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものを特に厳選した上で、積み立てる必要がある。

3 交付限度額について

3-1 ★第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。(再掲)

「新しい生活様式」等への対応分については、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進等に積極的に取り組んでいただくことを期待している。

ただし、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の交付限度額の合計額の範囲内で相互に融通することは、制度的に可能である。

3-2 ★実施計画に記載する各事業について、第一次交付限度額と第二次交付限度額のどちらに対応するものか整理する必要はあるか。

整理する必要はない。

3-3 交付限度額の算定基礎となる国庫補助事業等の地方負担分の範囲如何。

6月24日付け事務連絡の別表1及び別表2に掲げられている事業の地方負担額が算定基礎となる。ただし、これらのうち国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の補助裏には、交付金を充当できない。(交付金を充当できるのは、制度要綱別表に掲げられている国庫補助事業等の補助裏のみ)

3-4 第三次配分の交付限度額についてはいつ頃通知される予定か。

すべての対象国庫補助事業の配分先が決定された後、速やかに通知することを想定している。

3-5 複数の地方公共団体（一部事務組合・広域連合等）が実施する事業も交付限度額の算定対象か。

一部事務組合・広域連合が事業を実施する場合、その事業に係る一部事務組合の地方負担額は交付限度額の算定に含める対象となる。なお、その場合の交付金の交付は、一部事務組合等を構成する地方公共団体に対して行われる。

3-6 第二次の申請額は、第二次交付限度額を満たさなくてもよい。その場合、差額は第三次交付限度額に持ち越されるのか。

第二次申請において、必ずしも交付限度額をすべて計画に計上しなくても差し支えなく、その場合、残額を第三次申請で使うことも認められる。

第三次交付限度額は、①国庫補助事業等の地方負担額と、②地方単独事業分で第二次交付限度額では配分しなかった残余の額を基礎として算定した額を、第二次交付限度額に追加した額となる見込みであり、第二次交付限度額と第二次の申請額の差額が全体で再配分されるものではなく、そのまま当該地方公共団体分として持ち越される。

なお、第三次申請までに限度額の全額を計上しなかった場合の取扱いについては、今後検討予定。

実施する事業内容に悩んでいる場合には、お配りした「活用事例集」も参照いただき、ご検討いただきたい。

4 手続きについて

4-1 実施計画に掲載する交付対象事業費は交付限度額の見込額を超えてもかまわないのか。

かまわない。

入札等により事業費が減となる可能性があるため、むしろ誤差を見込んで事業を多めに計上しておく方が望ましい。なお、掲載できる事業の数に制限は無い。

4-2 ★実施計画の第二次提出は、第一次の実施計画を変更して行うことになるのか。別に新たな実施計画を作成するのか。

第一次交付限度額に対応する事業と第二次交付限度額に対応する事業は、同一の実施計画に記載することとなる。

第一次で提出のあった実施計画について、内閣府において新しい様式に転記したものを返送するので、その実施計画に新規事業の追記や記載事項の変更等を行って第二次で提出いただくことになる。

4-3 ★第一次提出で提出した実施計画に記載した事業について、事業の取りやめや交付金以外の財源を確保して実施することになった場合、第二次提出の実施計画からは当該事業を削除するのか。

交付金を充当して実施する予定のなくなった事業については、削除した上で実施計画を提出されたい。

4-4 ★第一次提出で提出した実施計画の変更は可能か。また、交付決定後に事業を削除したり対象経費を減らしたりしてよいのか。

実施計画の第二次提出時、第三次提出時のそれぞれの時点で、既に実施計画に記載している内容の変更が可能。第三次提出時以降は原則として認められない。詳しくは、6月24日付け事務連絡「6. 実施計画の変更について」を参照されたい。

また、既に交付決定された事業の変更については、交付要綱に基づき、適切に手続きされたい。

4-5 実施計画に記載の事業間（地方単独事業と国庫補助事業との間の流用を含む）での交付金の流用は可能か。

実施計画は、記載事業が本交付金の対象となるか内閣府が確認するためのものであり、事業費等を厳密に確認するためのものではない。したがって、実施計画に記載されている事業であれば、事業間（地方単独事業と国庫補助事業との間も含む）でも流用は可能。

第二次、第三次配分の実施計画提出時に、必要に応じ、実施計画を変更されたい。

4-6 先行受付と通常受付について、二回に分けて実施計画の提出は可能か。

同一地方公共団体から二回に分けての提出は認められず、どちらかの提出に統一されたい。

なお、事業の変更や追加が必要な場合は、地方単独事業・国庫補助事業ともに第二次、第三次配分の実施計画提出時に行うことが可能。

4-7 第二次配分における実施計画の提出時に、国庫補助事業の地方負担分についても記載してよいか。

すでに国から正式内示等があり確実な実施が見込まれるものについては、記載していただいて構わない。

4-8 市町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市町村が交付金の実施計画を作成する際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。

実施計画作成段階では、県の補助金がないものとして記載をしていただいて構わない。ただし、県の補助金が充当された場合に、交付限度額を下回らないように事業を積み上げておくことが望ましい。

なお、第二次、第三次配分の実施計画提出時に内容の変更が可能である。

4-9 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。

必須の記載事項ではないが、「事業の概要」欄を補足するものがあれば記載していただきたい。

なお、「事業の概要」欄における経費内容や積算根拠等を「別添参照」との記載は認められず、「事業の概要」欄である程度の積算根拠を記載いただきたい。（「事業の概要」欄に記載いただいた上で、詳細について参考資料で補足するのは可。）

4-10 同一内容の事業だが、予算区分が R2 当初や R2 補正と複数ある場合、実施計画にどのように記載すべきか。

内閣府における集計の便宜上、複数予算にまたがる事業については、予算区分ごとに複数行に分けて記載いただきたい。

4-11 提出資料の鑑文は必要か。

不要である。

4-12 国庫補助事業がない自治体は、実施計画のチェックリスト上、国庫補助に関するチェック部分は空欄でよいのか。

空欄で差し支えない。

4-13 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「D 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、D 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「F その他」に記載するのか。

全額「D 交付対象経費」に全額記載する。

なお、「F その他」は、実施計画作成主体以外の負担額を記載する。

4-14 ★交付要綱(総務省)によると、事業費の額を変更(事業費の額の20%以内の額の減額及び入札による減額を除く。)するとき、総務大臣に対する変更承認申請が必要とのことだが、実施計画については変更の必要があるか。

交付要綱に基づき変更承認を申請する場合であっても、実施計画については次回の提出時に変更することで問題ない。

4-15 ★「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。

地方公共団体が自らのサービス提供に必要な物品を購入したり、公共施設の環境整備を行ったりする場合は、「地方公共団体」と記載されたい。

一方で、地方公共団体が補助金・支援金等の現金等給付をしたり、マスク等の現物給付を行ったりする場合は、給付対象者を記載されたい。

4-16 ★給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

【減免の場合】

(事業の概要)

②小中学校の給食費の無償化に係る費用(学校給食事業特別会計に繰出し、または〇〇維持管理費に交付金を充当。

③減免額の積算根拠

④学校給食事業特別会計等

【減免相当額の給付】

(事業の概要)

②支援金として、〇〇の減免相当額を給付する。

③給付額の積算根拠

④学校給食会等

4-17 ★一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

②〇〇の減免に係る費用

③減免額の積算根拠

④一般 or 特別会計

4-18 ★利子補給はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

②経営に支障が生じている事業者への利子補給に係る費用

③利子補給額：〇〇千円（ $\div$ 融資枠〇〇千円 $\times$ 利息〇％）、想定件数〇件

④市内中小企業等

4-19 ★GIGA スクールタブレット購入はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

②生徒用タブレット端末の1人1台整備に係る経費

③必要額：〇〇円

内訳

・「3人に1台分」(地方単独事業)のうち未整備分(未整備だった場合)

単価〇〇円 $\times$ 台数〇〇台＝〇〇円

・「3人に2台分」(国費事業)について国からの定額補助

(45,000円/台)への上乗せ分(上乗せする場合)

上乗せ単価〇〇円 $\times$ 台数〇〇台＝〇〇円

・その他端末に関する経費：単価〇〇円 $\times$ 台数〇〇台＝〇〇円

5 繰越・執行について

5-1 事業が年度内に終了しない場合、繰越は可能か。

本交付金は、国の予算において繰越明許費とされている。地方公共団体において、関係機関の承認を経て、交付金を財源として実施する事業費を繰り越すことが可能。

5-2 未契約繰越は可能か。

国の予算において、繰越明許費とされており制度上は可能。

繰越事務については、例年、財務局協議を実施している都道府県にノウハウが蓄積されていると聞いており、繰越が見込まれる事業を含む実施計画の場合は、本交付金の予算書に掲載されている明許繰越要求書及びその理由をよく参照いただくとともに、事業担当部局と十分に連絡調整を図り、遺漏なく対応されたい。

その上で契約済繰越と比べて具体的に特段の問題点があれば早急にお示しいただきたい。

5-3 ★令和4年度以降まで繰越できるか。

本交付金は、国の予算上で繰越明許費とされている。したがって、地方公共団体において、関係機関の承認を経たうえで、本交付金を財源として令和3年度まで繰り越すことが可能である。令和4年度以降に本交付金を活用することが確実である場合には、基金の設置要件を確認の上、基金への積立も検討されたい。

5-4 この交付金は補助金適正化法の対象となるか。

対象になる。

5-5 交付要綱等は誰が作成するのか。

内閣府が実施計画の確認を行った後の交付事務は移替え先府省が行うこととなるので、移替え先府省がそれぞれ作成する。

5-6 市町村に対する交付金について、県としての予算計上は必要か。

都道府県としての予算措置の必要は無い。

6 地方財政上の措置との関係について

6-1 本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか

充てられる。

6-2 本交付金と地方債の関係如何。

補正予算に係る地方債の取扱いについては、補正予算成立後、総務省自治財政局から別途、通知を発出。詳細については、各都道府県の取りまとめ担当課等を通じて総務省自治財政局に問い合わせいただきたい。

6-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可能か。

制度的に排除されるものではないが、地方団体が負担する経費(一般財源所要見込額等)を特別交付税の額の算定に用いている事業に対して交付金の充当を予定している場合には、交付金の額を除いた額が特別交付税の額の算定の対象となるので留意すること。

6-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいか。

よい。

6-5 本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。

その予定は無い。歳入項目については、各地方公共団体においてご判断いただきたい。

6-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。

必ずしも実施計画提出時点で議会での議決を求めるものではなく、実施の見込み（補正予算計上予定）のある事業であれば記載しても差し支えない。（変更があれば第二次、第三次提出時に必要に応じ変更されたい。）

6-7 交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。

交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分（ハード分）について、交付金を充当するか又は補正予算債を充当するかは、地方公共団体の判断による。

仮に補正予算債を充当した場合でも、交付金の交付限度額に影響はない。

6-8 国の令和元年度予備費の国庫補助事業で特別交付税が措置されるものについて、交付金を充当した場合も特別交付税の算定対象となるか。

令和元年度予備費の国庫補助事業について、地方公共団体の令和元年度予算計上分は特別交付税、地方公共団体の令和2年度予算計上分は交付金で措置されることになる。地方公共団体の令和2年度予算計上分については、交付金の実際の充当の有無にかかわらず、特別交付税の算定の対象とならない。

7 公営企業会計・特別会計等について

7-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。

地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることになる。

7-2 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。

【公営企業会計】

事業名：「〇〇会計繰出・補助」など

事業概要（③）：「〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とする。」など

【特別会計】（通常の事業と同様）

事業名：具体的に実施する事業名称を記入

事業概要（③）：具体的に実施する事業内容を記入

7-3 公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。

実施計画上の事業名・事業概要を基本に取り扱う。具体的には以下のとおり。

【公営企業会計】

公営企業会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、本交付金上の取扱いは、一般会計から当該公営企業会計に繰出した時点で「事業を実施した」したことになる。

【特別会計】

普通会計に属する特別会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、当該特別会計における具体的な事業内容が終了した時点で「事業を実施した」したことになる。

8 事例集について

8-1 実施計画に、事例集に掲載されていない事業を記載することはできるか。

記載できる。事例集は、臨時交付金の使途を定めるものではなく、各地方公共団体における有効活用の参考に資するために作成したものであるため、事例集に掲載のない事業も臨時交付金の対象となり得る。臨時交付金の使途については、制度要綱等をご確認いただきたい。

8-2 事例集に掲載されている事例に類似する事業を行う場合には、事例集と同じ事業名とする必要はあるか。

事業名は、各自治体で自由に決めていただいて構わない。

8-3 事例集に掲載されている事例に類似する事業とは、具体的にどのような事業か。

事業の目的や見込まれる効果、交付金を充当する経費内容等が事例集に掲載されているいずれかの事業と類似している事業を指す。例示されている全ての経費や対象者に交付する必要はない。

9 効果の検証・実施計画の公表について

9-1 交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。
有識者会議を開催する必要があるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。

事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めることがある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。

公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。

9-2 ★内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。

実施計画の記載事項のうち「地方公共団体名」、「補助・単独」、「事例集事例番号」、「交付対象事業の名称」、「所管」、「事業の概要」（③を除く）、「特定事業者等支援」、「基金」、「緊急経済対策との関係」、「交付対象事業の区分」、「事業始期」、「事業終期」、「総事業費」欄の記載内容については、今後、内閣府が公表することがあるので、あらかじめ留意されたい。

9-3 ★内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。

各地方公共団体が臨時交付金を活用した事業については、内閣府のホームページ及び臨時交付金の専用ポータルサイトにおいて、関連情報を掲載予定。実施計画の様式のまま公表することは予定していないが、その公表内容及び公表方法については、別途連絡する。